



### VISAQ&A

Q. 駐在員VISA、Temporary Business (Subclass457)の申請は3つの部門に別れているみたいなのですが、どのようなものでしょうか。

A. まず、**スポンサーシップ**、**ノミネーション**及び**ビザ申請**の3つの部門に分かれております。

**スポンサーシップ(Sponsorship)部門**とはスポンサーする側、つまりある従業員にBusiness Visaを支援する企業に対して財務能力、会社の規模、業種及び事業などを審査することによってある従業員を支援する能力があるかどうかを見極める段階です。

次は**ノミネーション(Nomination)部門**です。ノミネーションとは申請されるポジションの内容の審査のことです。スポンサーは、申請者が就く予定のポジションの内容と、その職務に求められる技術と経験を説明し、これに対して認可を受ける必要があります。つまりスポンサーする従業員のポジションが本当にスポンサーされなければいけないほど重要なのかということを見極める段階です。ポジションや仕事内容によって豪州移民局の判断によって、オーストラリア国籍の人を雇用した方が良いと判断され、スポンサー取り消しになる結果となりかねないので、いかにスポンサーされるポジションが企業にとって重要で海外からスポンサーする必要があるということを証明するのがキーポイントとなってきます。

最後に**ビザ申請部門**です。こちらは申請者本人の審査です。以下の条件をクリアしない限り、移民局はビザの発給をしないので、注意が必要です。

- 申請されたポジションに就く
- 技術、資格、経験と、申請ポジションに関連した職務経験がある
- 申請ポジションが免許や登録を求めるものである場合、有資格者である
- 申請ポジションに求められる年収を支払われる者である
- 求められる健康のレベルを維持している
- 犯罪歴がない (※過去10年間に1年以上滞在したすべての国から、無犯罪証明を取る必要があります)

Q. なるほど、3つの部門の1つでも条件を満たすことが出来なければ、豪州移民局は駐在員VISA、Temporary Business (Subclass457)を発給できないというわけですね。

Q. 2009年1月の日豪社会保障協定の締結後日本人がオーストラリアにいる間の年金の支払いについて色々代わったみたいなのですが、会社は駐在員に対して年金を支払う義務はありますか？

A. 駐在員に対する年金の支払い義務は対象となる駐在員の役職が**Executive以外の場合**のみ発生いたします。因みにこちらの社会保障協定締結以来、日本及びオーストラリアで支払った年金を合計換算し、その総額分の社会保障が受けられる仕組みとなりました。

下記の連絡先までに移民法に関するお問い合わせを受け付けておりますので、御気軽にご連絡下さい。

堀江弁護士経営



[www.advantage-partnership.com](http://www.advantage-partnership.com)

**Advantage Partnership**

Address: Suite 2, Level 9, 428 George Street NSW

GPO Box 2577, Sydney, NSW, 2001

E-mail) [legal.one@advantagepartnership.net](mailto:legal.one@advantagepartnership.net)

Phone) 02-9221-7555 FAX) 02-9221-7230